

知っていますか？

鮮魚の正しい表示

必ず表示すべき項目



① **名称** 例：さんま、ぶり、スルメイカなど
一般的な魚の名前を表示

② **原産地** 例：新潟県産、佐渡沖、三陸沖
 ロシア（オホーツク海）など
採れた水域名又は水揚げされた港や県名
輸入品は原産国名（水域名併記も可）

③ **養殖・解凍の旨** 例：養殖、解凍

国産品には、漁獲した水域名か養殖場がある都道府県名が、輸入品には原産国名が記載されています。ただし、国産品で複数の水域にまたがるなど水域名表示が困難なものには、水揚げ港またはその港がある都道府県名で記載されています。なお、輸入品には、原産国名に水域名が併せて記載されていることもあります。

(バック詰めされていないもの)

ぶり
 ● 鹿児島県産 養殖 ●

養殖したものには「養殖」と、冷凍品を解凍したものには「解凍」と記載されています。

(バック詰めされているもの)

● 韓国産（北太平洋） 解凍 ●
 メバチマグロ（刺身用） ●
 消費期限 18.9.20 ●
 保存方法 10℃以下で保存 ●
 ○○スーパー株式会社 ●
 東京都千代田区○○-△△ ●

魚種名など一般的な名称で記載されています。

価格（円）
 ○○○

加工業者や販売業者の名称と住所が記載されています。

消費期限と保存方法が記載されています。

今が旬!
 真いわし198円
 (本産地直送のため)